

1 (修訂)

随意契約理由書

1 案件名称

三国東地区不動産鑑定業務 (その2)
(淀川区3件: 西三国二丁目187番1
西三国二丁目199番3
西三国二丁目199番1)

2 契約の相手方

株式会社 加地都市鑑定所

3 随意契約理由

不動産鑑定の報酬については、中央用地対策連絡協議会で定められた「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準」により、鑑定評価の対象となる不動産の種類等によって決定される。

また、不動産鑑定評価においては、鑑定評価する地域の取引事例等に精通するとともに、取引事例等の情報を迅速に収集するため、専門分野の知識に加え、より豊富な知識と経験を有し、迅速かつ的確な評価を行える能力が求められる。

上記の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、本業務の性質上、競争入札に適さないので、「都市整備局不動産鑑定業者選定委員会設置要綱」により設置された不動産鑑定業者選定委員会において、鑑定評価地の種類、鑑定実績、取引事例等の情報収集能力、特定の業者に片寄ることがないことなどを配慮して選定し、上記の契約相手方と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局三国東土地区画整理事務所 (電話番号 06-6399-1475)

2 (修訂)

随意契約理由書

1 案件名称

三国東地区不動産鑑定業務 (その2)
(淀川区3件: 西三国二丁目187番1
西三国二丁目199番3
西三国二丁目199番1)

2 契約の相手方

大和不動産鑑定 株式会社

3 随意契約理由

不動産鑑定の報酬については、中央用地対策連絡協議会で定められた「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準」により、鑑定評価の対象となる不動産の種類等によって決定される。

また、不動産鑑定評価においては、鑑定評価する地域の取引事例等に精通するとともに、取引事例等の情報を迅速に収集するため、専門分野の知識に加え、より豊富な知識と経験を有し、迅速かつ的確な評価を行える能力が求められる。

上記の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、本業務の性質上、競争入札に適さないので、「都市整備局不動産鑑定業者選定委員会設置要綱」により設置された不動産鑑定業者選定委員会において、鑑定評価地の種類、鑑定実績、取引事例等の情報収集能力、特定の業者に片寄ることがないことなどを配慮して選定し、上記の契約相手方と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局三国東土地区画整理事務所 (電話番号 06-6399-1475)

3 (添付)

随意契約理由書

1 案件名称

三国東地区不動産鑑定業務 (その4)
(淀川区2件: 西三国二丁目95番10
西三国二丁目95番11)

2 契約の相手方

株式会社 明日香不動産研究所

3 随意契約理由

不動産鑑定の報酬については、中央用地対策連絡協議会で定められた「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準」により、鑑定評価の対象となる不動産の種類等によって決定される。

また、不動産鑑定評価においては、鑑定評価する地域の取引事例等に精通するとともに、取引事例等の情報を迅速に収集するため、専門分野の知識に加え、より豊富な知識と経験を有し、迅速かつ的確な評価を行える能力が求められる。

上記の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、本業務の性質上、競争入札に適さないので、「都市整備局不動産鑑定業者選定委員会設置要綱」により設置された不動産鑑定業者選定委員会において、鑑定評価地の種類、鑑定実績、取引事例等の情報収集能力、特定の業者に片寄ることがないことなどを配慮して選定し、上記の契約相手方と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局三国東土地地区画整理事務所 (電話番号 06-6399-1474)

随意契約理由書

1 案件名称

三国東地区不動産鑑定業務（その3）
（淀川区1件：三国東地区 街区番号12 符号1）

2 契約の相手方

JLL 森井鑑定 株式会社

3 随意契約理由

不動産鑑定の報酬については、中央用地対策連絡協議会で定められた「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準」により、鑑定評価の対象となる不動産の種類等によって決定される。

また、不動産鑑定評価においては、鑑定評価する地域の取引事例等に精通するとともに、取引事例等の情報を迅速に収集するため、専門分野の知識に加え、より豊富な知識と経験を有し、迅速かつ的確な評価を行える能力が求められる。

上記の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、本業務の性質上、競争入札に適さないので、「都市整備局不動産鑑定業者選定委員会設置要綱」により設置された不動産鑑定業者選定委員会において、鑑定評価地の種類、鑑定実績、取引事例等の情報収集能力、特定の業者に片寄ることがないことなどを配慮して選定し、上記の契約相手方と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局三国東土地地区画整理事務所（電話番号 06-6399-1475）

5 (修訂)

随意契約理由書

1 案件名称

三国東地区不動産鑑定業務（その3）
（淀川区1件：三国東地区 街区番号12 符号1）

2 契約の相手方

株式会社 アレイズ

3 随意契約理由

不動産鑑定の報酬については、中央用地対策連絡協議会で定められた「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準」により、鑑定評価の対象となる不動産の種類等によって決定される。

また、不動産鑑定評価においては、鑑定評価する地域の取引事例等に精通するとともに、取引事例等の情報を迅速に収集するため、専門分野の知識に加え、より豊富な知識と経験を有し、迅速かつ的確な評価を行える能力が求められる。

上記の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、本業務の性質上、競争入札に適さないので、「都市整備局不動産鑑定業者選定委員会設置要綱」により設置された不動産鑑定業者選定委員会において、鑑定評価地の種類、鑑定実績、取引事例等の情報収集能力、特定の業者に片寄ることがないことなどを配慮して選定し、上記の契約相手方と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局三国東土地区画整理事務所（電話番号 06-6399-1475）

随意契約理由書

1 案件名称

三国東地区不動産鑑定業務 (その3)
(淀川区1件:三国東地区 街区番号12 符号1)

2 契約の相手方

一般財団法人 日本不動産研究所

3 随意契約理由

不動産鑑定の報酬については、中央用地対策連絡協議会で定められた「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準」により、鑑定評価の対象となる不動産の種類等によって決定される。

また、不動産鑑定評価においては、鑑定評価する地域の取引事例等に精通するとともに、取引事例等の情報を迅速に収集するため、専門分野の知識に加え、より豊富な知識と経験を有し、迅速かつ的確な評価を行える能力が求められる。

上記の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、本業務の性質上、競争入札に適さないので、「都市整備局不動産鑑定業者選定委員会設置要綱」により設置された不動産鑑定業者選定委員会において、鑑定評価地の種類、鑑定実績、取引事例等の情報収集能力、特定の業者に片寄ることがないことなどを配慮して選定し、上記の契約相手方と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局三国東土地区画整理事務所 (電話番号 06-6399-1475)